

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律(以下水銀汚染防止法)」が一部の措置内容を除き、平成29年8月16日に施行されます。

【水銀汚染防止法に基づく措置内容】

	措置の内容
採掘	水銀鉱の掘採の禁止(平成29年8月16日施行)
製品等への使用	特定水銀使用製品の製造の禁止 (製品の種類によって、平成30年1月1日又は平成32年12月31日施行)
	特定水銀使用製品の使用の制限 (製品の種類によって、平成30年1月1日又は平成32年12月31日施行)
	新用途水銀使用製品の製造等の制限(平成29年8月16日施行)
	水銀使用製品に関する情報提供(平成28年12月18日施行)
	特定の製造工程における水銀等の使用の禁止(平成29年8月16日施行)
	水銀等を使用する方法による金の採取の禁止(平成29年8月16日施行)
貯蔵・管理	水銀等の環境上適正な貯蔵のための措置(平成29年8月16日施行)
	水銀含有再生資源の環境上適正な管理のための措置(平成29年8月16日施行)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)に基づく産業廃棄物の溶出試験・含有試験および排水分析についてのお問い合わせは、下記担当者まで

環境分析部 加藤雅士、城所 亨

環境分析課 池田博一、入野一人

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 特定水銀使用製品とは

水銀使用製品のうち、その製造に係る規制を行うことが特に必要なもので、具体的には以下の製品です。

(1) 電池(次に掲げるものを除く。) イ 酸化銀電池(水銀の含有量が全重量の1%未満であって、ボタン電池であるものに限る。) ロ 空気亜鉛電池(水銀の含有量が全重量2%未満であって、ボタン電池であるものに限る。)
(2) スイッチ及びリレー
(3) 一般照明用のコンパクト型蛍光ランプ及び電球型蛍光ランプ(発光管1本当たりの水銀の含有量が5mgを越えるものであって、定格消費電力が30W以下のものに限る。)
(4) 一般照明用の直管型蛍光ランプのうち、次に掲げるもの イ 1個当たりの水銀の含有量が5mgを越えるものであって、定格消費電力が60W未満のものうち、三波長形の蛍光体を用いたもの ロ 1個当たりの水銀の含有量が10mgを越えるものであって、定格消費電力が40W以下のものうち、ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの
(5) 一般照明用の高圧水銀ランプ
(6) 電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプのうち、次に掲げるもの イ 1個当たりの水銀の含有量が3.5mgを越えるものであって、その長さが500mm以下のもの ロ 1個当たりの水銀の含有量が5mgを越えるものであって、その長さが500mmを超え1500mm以下のもの ハ 1個当たりの水銀の含有量が13mgを越えるものであって、その長さが1500mmを超えるもの
(7) 化粧品(人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されていることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。)
(8) 動植物又はウイルスの防除に用いられる薬剤(エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム(別名チメロサル)を有効成分とする保存剤(エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム以外の水銀等(水銀汚染防止法第1条に規定する水銀等をいう。))を含むものを除く。)であって、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律145号)第2条第1項及び第9項に規定する医薬品及び再生医療等製品に添加されるものを除く。)
(9) 気圧計(電気式のものを除く。)
(10) 湿度計(電気式のもの及び(12)イに掲げるガラス製温度計を部品として用いて製造されるものを除く。)
(11) 圧力計(電気式のもの、230度以上の温度で計ることができるダイヤフラム式圧力計であって目量(計量法施行令(平成5年政令第329号)第2条第2号イ(1)に規定する目量をいう。以下同じ。)が5MPa以下のもの及び温度の大きな変化、著しい振動そのほかの厳しい条件下で計ることができる真空計であって次に掲げるものを除く。) イ 計ることができる最大の圧力(絶対圧力をいう。ロにおいて同じ。)が1,300Pa以下であって、目量が300Pa以下のマクラウド真空計 ロ 計ることのできる最大の圧力が66,000Pa以下であって、目量が200Pa以下のU字管真空計
(12) 温度計(電気式のもの及びガラス製温度計であって次に掲げるもの(体温計であるものを除く。))を除く。 イ 計ることのできる最高の温度が300度以下のものであって、目量が0.5度以下のもの ロ 計ることのできる最高の温度が300度を超え500度以下のものであって、目量が2度以下のもの(ハに該当するものを除く。) ハ 塩酸、硫酸その他の腐食性の高い薬品の温度を計ることができるものであって、計ることのできる最高の温度が200度を超え500度以下のものうち、目量が2度以下のもの
(13) 血圧計(電気式のものを除く。)

2. 一般照明用の蛍光ランプの取扱い

一般照明用のランプのうち水銀を使用した特定のものについては、製品ごとに、平成30年(2018年)1月1日又は平成32年(2020年)12月31日以降、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律(略称:水銀汚染防止法)」によって製造が原則として禁止され、「外国為替及び外国貿易法(略称:外為法)」によって輸出・輸入が原則として禁止されます。

これら規制は、規制対象ランプを新たに製造すること、規制対象ランプを新たに輸出・輸入することを禁止するものです。

よって規制開始日以降でも、既に使用している規制対象ランプを継続して使用すること、また、規制開始日前に製造又は輸入された規制対象ランプを販売したり、修理・交換のために使用したりすることを禁止するものではありません。

また蛍光ランプについては、一般社団法人日本照明工業会によれば、会員企業が製造・販売している製品は、既に規制基準をクリアしている(水銀使用量が規制基準よりも少ない)とのことです。そのため、製造禁止や輸出・輸入禁止の規制の対象になりません。もちろん、販売も使用もできます。

1) 悪徳商法に注意

「2020年から国内で全ての蛍光灯の製造・販売が禁止になるため蛍光灯が使用できなくなります。貴社の全ての蛍光灯をLEDに交換しませんか？」という営業を受けるが、本当なのか？という問い合わせが経済産業省にありました。

前述の理由から、これは明らかに間違った情報です。正しい情報に基づいて、御判断ください。

2) 廃棄処理

蛍光ランプ等の水銀を使用したランプを廃棄する場合は、家庭では自治体ルールに従い分別・排出し、事業所等では法令に従い処理してください。

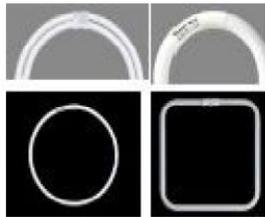
一般家庭で使用されている水銀使用ランプの種類を次ページに示します。

3. 一般家庭で使用される水銀使用ランプの種類と見分けかた

一般家庭で使用される蛍光ランプ等の多くは水銀使用製品です。

ガラス破損に注意し、**自治体の回収ルールに従い正しく分別・排出**して下さい。

一般家庭で使用されている水銀使用ランプには次のようなものがあります。

ランプ名	ランプ写真	品番等による見分け方	主な用途
環形蛍光ランプ 角形蛍光ランプ		環又は角状の蛍光ランプで、品番の最初のアルファベット1文字が“F”で始まります。 例：FCL30EX-N/28、 FHC27ED	リビング、ダイニング、洗面所、寝室、勉強部屋等、広くメイン照明として使用されます。
直管蛍光ランプ		直管形状の蛍光ランプで、品番の最初のアルファベット1文字が“F”で始まります。 例：FL20SS・EX-L/18、 FHF16EX-L	台所、電気スタンド、ダイニング等に使用されます。
電球形蛍光ランプ		電球形状の蛍光ランプで、品番の最初のアルファベット2文字が“EF”で始まります。 例：EFA15EL/11	階段、廊下、浴室、トイレ、リビング等、白熱電球の代わりに広く使用されています。
コンパクト形蛍光ランプ		小形の蛍光ランプで、品番の最初のアルファベット1文字が“F”で始まります。 例：FDL27EX-L、 FHT24EX-L	玄関、階段、電気スタンド等に使用されることがあります。
HIDランプ		HIDランプは、品番の最初のアルファベット1文字が“B”、“N”、“M”、“H”で始まります。 例：HF400X、MT150FE-W	庭園等で使用されることがあります。